

令和6年度 岡山県土木工事標準積算基準書
参考資料編【工事・委託】
改定概要

※改定箇所は、**赤枠**又は**赤字**で記載

[illegible]

※年度、目次、誤字、脱字等の軽微な改定は省略している。

12. 足場工について

足場工については、現場条件等を考慮し適切な歩掛により積算すること。各工種に対する標準的な足場は以下のとおりとする。

工種	足場工歩掛
再塗装	鋼橋架設工
断面修復	床版補強工
ひび割れ注入	床版補強工
表面含浸	床版補強工
落橋防止	支承取替工

(注) 1. 工種が重複する場合は、強度の大きい足場を選定する。

足場強度 : 床版補強工 > 鋼橋架設工

第5章 トンネル工

1. 粉塵対策

トンネル工事にあたっては、「ずい道工事等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」に基づき粉塵対策を施すこと。

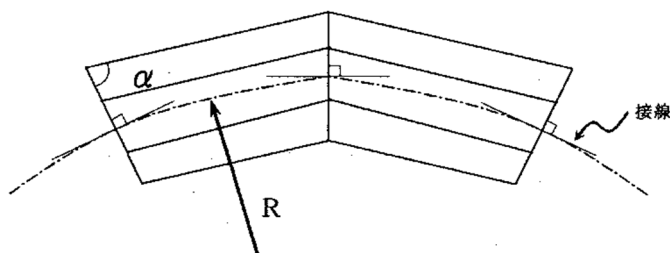
当初設計においては、「ずい道等建設工事における換気技術指針」により必要設備を見込むものとし、条件明示を行い現場条件による変更があった場合は、設計変更で対応する。

なお、粉塵対策設備(エアカーテン、建設機械走行に伴う体積粉塵の拡散防止等)については、当初設計にて対策内容を把握出来ない場合があるため、設計変更で対策費用を計上する。

第7章 橋梁工

1. 鋼橋製作工

- (1) 曲線区間において、橋脚は同心円方向(道路中心線に直角)で主桁は支点間を直線とした場合(次図)は、斜橋による工数の補正「 $75^\circ \leq \alpha$ (斜角) $< 90^\circ$ 」を適用する。(R: 道路中心線における曲線半径 m)



- (2) 桁輸送費

1) 運搬距離

鋼橋の桁輸送費算出における運搬距離は、工事内容及び規模に応じて、次表のうち架設位置に最も近い工場からの運搬距離とする。

会社名	工場名	工場位置
カナデビア(株)	向島工場	広島県尾道市向東町 14755 番地
川田工業(株)	四国工場	香川県仲多度郡多度津町西港町 17
(株)アルス製作所	本社工場	徳島県小松島市金磯町 8 番 90 号
(株)サンベルコ	升田工場	岡山県岡山市東区升田 519-1
(株)大和鉄工所	本社工場	岡山県岡山市東区金岡西町 1108-2
日本橋梁(株)	尾道工場	広島県尾道市向東町 14755 番地

2) 輸送費

輸送単価(円/t)は、有効数字3桁(4桁目四捨五入)とする。

2. 橋梁点検

1. 橋梁点検業務積算基準

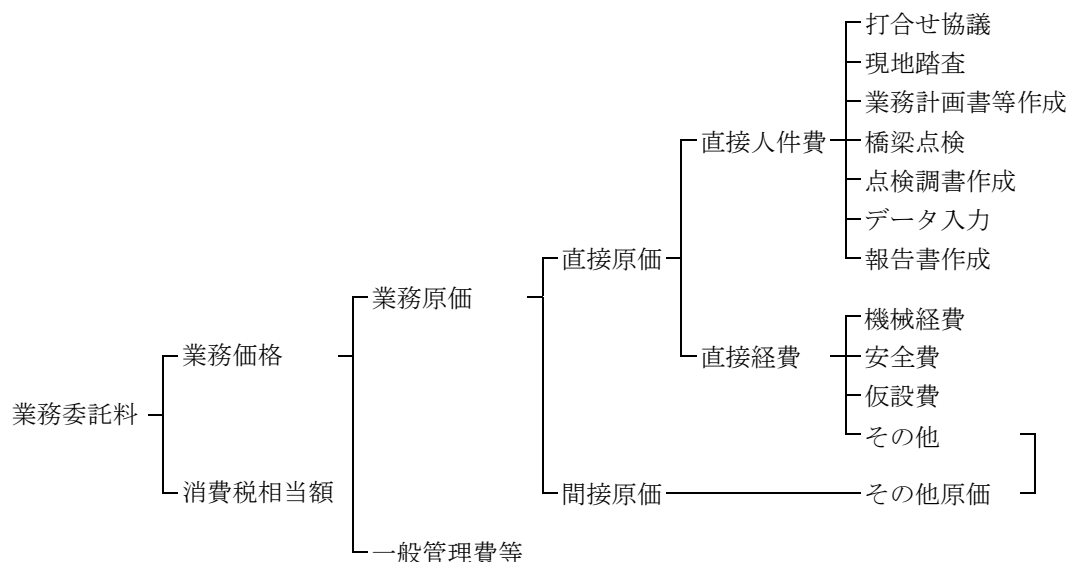
(1) 適用範囲

本歩掛は、岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)(令和7年6月)に基づき、岡山県が管理する橋梁点検業務について適用する。

(2) 諸経費体系等

諸経費は、「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

成果品は、電子納品対象外とする。



2. 橋梁点検業務歩掛

(1) 打合せ協議(初回・中間・納品時)

初回

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.5	
技師(A)		人	0.5	

中間

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.5	
技師(A)		人	0.5	

納品時

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.5	
技師(A)		人	0.5	

(2) 現地踏査

点検対象となる橋梁について、現地踏査を行い、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査する。

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	左記人数× α
技師(B)		人	1.00	左記人数× α
技師(C)		人	0.50	左記人数× α
技術員		人	0.50	左記人数× α

(注)1. 点検する橋梁毎に計上すること。(例：10 橋点検する場合は10 橋分計上する。)

○点検範囲による補正(α)

次の点検範囲の条件に応じ補正係数を乗ずること。

1. 点検範囲が1市町村内の場合

$$\alpha 1 = 0.90$$

2. 点検範囲が複数市町村を跨ぐ場合

$$\alpha 2 = 1.00$$

(注)1. 市町村とは、岡山県全27市町村のことを指し、旧市町村は含まない。ただし、岡山市は除く。

(3) 業務計画書

点検対象となる橋梁について、現地踏査に基づき、点検スケジュール及び点検方法、関係機関協議の有無等について整理する。

(10 橋未満)

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	
技師(A)		人	1.00	
技師(C)		人	1.00	
技術員		人	1.00	

(30 橋未満)

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	
技師(A)		人	1.00	
技師(C)		人	2.50	
技術員		人	2.50	

(30 橋以上)

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	
技師(A)		人	1.00	
技師(C)		人	3.50	
技術員		人	3.50	

(4) 関係機関協議資料作成

橋梁点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(1 機関当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	0.50	
技師(C)		人	1.00	

(注)1. 関係機関の機関数に応じて計上すること。

(5) 覚書(一般)作成及び協議, 施工打合せ(鉄道管理者への協議)

跨線橋の道路管理者点検において JR 保線区と取り交わす覚書(一般)の作成及び協議, 現地作業の事前打合せ及び資料作成を行う。

(1 保線区当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(A)		人	3.00	
技師(B)		人	1.00	

(注)1. 協議資料作成を含むため, 関係機関が JR 保線区の場合, (4)関係機関協議資料作成は計上しない。

(6) 橋梁点検

岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)(令和7年6月)に基づき実施する。

必要に応じて打音検査も合わせて実施することを基本とする。

本歩掛は標準の場合であり、他の点検面積(α)や橋種(β)、狭隘部(γ)の場合は、各補正係数を本歩掛に乗じること。

1) 標準点検(地上、はしご、足場、船上)

点検面積(500 m²/橋)

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	5.00	左記人数 $\times \alpha \times \beta \times \gamma$
技術員		人	5.00	左記人数 $\times \alpha \times \beta \times \gamma$
機械器具損料	注)1	式	1	労務費合計の25%を直接経費へ計上
安全費				表-1, 必要に応じて直接経費へ計上

(注)1. カメラ、双眼鏡、はしご、脚立、懐中電灯、チョーク、巻き尺、ポール、交通安全用具、橋梁点検手帳、長靴、胴長、ハンドスコップ、点検ハンマー、必要に応じてガス探知機、防塵マスク、ボート等の損料とし、労務費の合計に25%乗じた額を直接経費に計上する。また、上記の機械器具損料には、枠組足場、吊足場は含まない。

2. 安全費の日数は、点検にかかる日数とする。

点検にかかる日数は1日単位に切り上げる。

(例：仮に10橋当たりの作業員が5.0人/日の場合、7橋点検するときは日数が4日となる。)

(計算例：5.0人(日)/10橋=0.5日/橋、0.5日/橋 $\times$ 7橋=3.5日=4日)

3. 3)～5)に該当する場合は、上記歩掛に各補正係数を乗ずること。

4. 点検面積は、橋長 $\times$ 全幅員とする。

5. 点検面積による補正(α)については、地上、はしご、足場、船上による点検面積を合わせた点検面積とする。

2) 橋梁点検車等による点検(橋梁点検車、高所作業車)

点検面積(500 m²/橋)

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	5.00	左記人数 $\times \alpha \times \beta$
技術員		人	10.00	左記人数 $\times \alpha \times \beta$
機械器具損料	注)1	式	1	労務費合計の25%を直接経費へ計上
安全費				表-1, 必要に応じて直接経費へ計上
橋梁点検車等運転		日		表-2, 直接経費へ計上

(注)1. カメラ、双眼鏡、はしご、脚立、懐中電灯、チョーク、巻き尺、ポール、交通安全用具、橋梁点検手帳、長靴、胴長、ハンドスコップ、点検ハンマー、必要に応じてガス探知機、防塵マスク等の損料とし、労務費の合計に25%乗じた額を直接経費に計上する。また、上記の機械器具損料には、枠組足場、吊足場は含まない。

2. 安全費及び橋梁点検車等運転の日数は、点検にかかる日数とする。

点検にかかる日数は1日単位に切り上げる。

(例：仮に10橋当たりの作業員が5.0人/日の場合、7橋点検するときは日数が4日となる。)

(計算例：5.0人(日)/10橋=0.5日/橋、0.5日/橋 $\times$ 7橋=3.5日=4日)

3. 3)～4)に該当する場合は、上記歩掛に各補正係数を乗ずること。

4. 点検面積は、橋長 $\times$ 全幅員とする。

5. 橋梁点検車等での点検が困難な橋梁は別途見積りとする。

6. 点検面積による補正(α)については、橋梁点検車、高所作業車による点検面積を合わせた点検面積とする。

表-1 安全費

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価
保安施設	注)1	日	1.0	30,000
交通誘導警備員	注)2	人		

- (注)1. 保安施設は、岡山県土木工事共通仕様書(施工管理編)の保安施設設置基準により適切に実施する。点検区間の前後 10～30m 程度の交通規制を基本とし、標識車、カラーコーン、矢印板、看板等の施設を設置する。
2. 交通誘導警備員は、必要に応じて計上する。

表-2 橋梁点検車運転・高所作業車運転

・橋梁点検車運転

(1 日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運転手(一般)又は 運転手(特殊)		人	1.00	
橋梁点検車		台	1.0	賃料
燃 料	軽油	リットル	62.4	

・高所作業車運転

(1 日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運転手(一般)又は 運転手(特殊)		人	1.00	
高所作業車		台	1.0	賃料
燃 料	軽油	リットル		建設機械等損料表から算出のこと。

- (注)1. 高所作業車の燃料量は、次により算出する。

$$\text{運転時間(h)}/\text{運転日数(日)} \times \text{燃料消費量(L/h)}$$
2. 運転手については、高所作業車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は運転手(特殊)を計上する。

3) 点検面積による補正(α)

次の点検面積の条件に応じ補正係数を乗ずること。

なお、3.～4. の場合はその範囲に該当する橋梁の平均点検面積 A に応じ、補正係数を乗ずること。

①標準点検

1. 20 m²未満の場合

$$\alpha 1 = 0.35$$

2. 20 m²以上 50 m²未満の場合

$$\alpha 2 = 0.37$$

3. 50 m²以上 500 m²未満の場合

$$\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.70 + 1.0$$

4. 500 m²以上の場合

$$\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.90 + 1.0$$

(注)1. A=500 m²の時は $\alpha 3 = \alpha 4$ とする。2. 補正係数(α)については、小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位とする。3. 計算例：4 橋(75 m², 125 m², 550 m², 650 m²)点検する場合(75+125)/2=100 m² と (550+650)/2=600 m² に場合分けする。前者については 100 m² の補正係数 $\alpha 3$ を乗じ、後者については 600 m² の補正係数 $\alpha 4$ を乗ずる。また、 β 及び γ の補正係数が異なる場合は、 α についてもそれぞれ場合分けする。

4. 点検面積 A とは、地上、はしご、足場、船上による点検面積を合わせた点検面積とする。

②橋梁点検車等による点検

1. 100 m²未満の場合

$$\alpha 1 = 0.60$$

2. 100 m²以上 200 m²未満の場合

$$\alpha 2 = 0.70$$

3. 200 m²以上 500 m²未満の場合

$$\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.50 + 1.0$$

4. 500 m²以上の場合

$$\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.90 + 1.0$$

(注) 1. A=500 m²の時は $\alpha 3 = \alpha 4$ とする。2. 補正係数(α)については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。3. 計算例：4橋(250 m², 350 m², 550 m², 650 m²)点検する場合(250+350)/2=300 m²と(550+650)/2=600 m²に場合分けする。前者については300 m²の補正係数 $\alpha 3$ を乗じ、後者については600 m²の補正係数 $\alpha 4$ を乗ずる。また、 β 及び γ の補正係数が異なる場合は、 α についてもそれぞれ場合分けする。

4. 点検面積Aとは、橋梁点検車、高所作業車による点検面積を合わせた点検面積とする。

4) 橋種による補正(β)

RC床版橋は部材数が少ないため、次の補正係数を乗ずること。

RC床版橋	RC床版橋(※)
0.8	0.6

トラス橋は部材数が多いため、次の補正係数を乗ずること。

トラス橋
1.8

箱桁橋の内部を点検する場合、次の補正係数を乗ずること。

箱桁橋
1.3

(注) 1. 複合橋の場合は、1橋当たりに占める割合が多い形式を適用する。

※岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)(令和7年6月)以降の適用した調書があり、次の全てに該当する場合

- ・沿岸部を除く橋梁
- ・前回点検結果がⅠ判定の橋梁
- ・損傷の進行がない橋梁

5) 点検箇所による補正(γ)

狭隘部とは、橋梁の桁下空間が無く、物理的に目視による点検が困難な場合であり、ファイバースコープ等のデジタル機器などの活用による点検を実施する場合に次の補正係数を乗ずること。

狭隘部
0.8

(7) 点検調書作成

岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)(令和7年6月)に基づき、点検シートを作成すること。

本歩掛は標準点検面積の場合であり、他の点検面積(α)や橋種(β)の場合は、補正係数を本歩掛に乘じること。

1) 点検調書作成

点検面積(500 m²/橋)

(10橋当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
技師(C)		人	4.00	左記人数× α × β
技術員		人	4.00	左記人数× α × β

(注) 1. 2) 点検面積による補正を上記歩掛に乘ずること。

2) 点検面積による補正(α)

次の点検面積の条件に応じ補正係数を乗ずること。

なお、3.～4.の場合はその範囲に該当する橋梁の平均点検面積に応じ、補正係数を乗ずること。

1. 20 m²未満の場合

$$\alpha 1 = 0.70$$

2. 20 m²以上 50 m²未満の場合

$$\alpha 2 = 0.75$$

3. 50 m²以上 500 m²未満の場合

$$\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.20 + 1.0$$

4. 500 m²以上の場合

$$\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.40 + 1.0$$

(注) 1. $A=500$ m²の時は $\alpha 3 = \alpha 4$ とする。

2. 補正係数(α)については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。

3. 計算例：4橋(75 m², 125 m², 550 m², 650 m²)点検する場合

(75+125)/2=100 m²と(550+650)/2=600 m²に場合分けする。

前者については100 m²の補正係数 $\alpha 3$ を乗じ、後者については600 m²の補正係数 $\alpha 4$ を乗ずる。

3) 橋種による補正(β)

RC床版橋は部材数が少ないため、次の補正係数を乗ずること。

RC床版橋	RC床版橋 (※)
0.8	0.4

トラス橋は部材数が多いため、次の補正係数を乗ずること。

トラス橋
1.5

箱桁橋の内部を点検する場合、次の補正係数を乗ずること。

箱桁橋
1.2

(注) 1. 複合橋の場合は、1橋当たりに占める割合が多い形式を適用する。

※岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)(令和7年6月)以降の適用した調書があり、次の全てに該当する場合

- ・沿岸部を除く橋梁
- ・前回点検結果がⅠ判定の橋梁
- ・損傷の進行がない橋梁

(8) データ入力

点検結果・写真、点検調書について、岡山県橋梁管理システム用データ(点検結果入力ファイル)作成を行う。

本歩掛は標準点検面積の場合であり、他の点検面積(α)や橋種(β)の場合は、補正係数を本歩掛に乗じること。

1) データ入力

点検面積(500 m²/橋)

(10橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(C)		人	2.20	左記人数× α × β
技術員		人	2.20	左記人数× α × β

(注) 1. 2) 点検面積による補正を上記歩掛に乗ずること。

2) 点検面積による補正(α)

次の点検面積の条件に応じ補正係数を乗ずること。

なお、3. ～4. の場合はその範囲に該当する橋梁の平均点検面積に応じ、補正係数を乗ずること。

1. 20 m²未満の場合

$$\alpha 1 = 0.60$$

2. 20 m²以上 50 m²未満の場合

$$\alpha 2 = 0.70$$

3. 50 m²以上 500 m²未満の場合

$$\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.20 + 1.0$$

4. 500 m²以上の場合

$$\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.25 + 1.0$$

(注) 1. $A=500$ m²の時は $\alpha 3 = \alpha 4$ とする。

2. 補正係数(α)については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。

3. 計算例：4橋(75 m², 125 m², 550 m², 650 m²)点検する場合

(75+125)/2=100 m²と(550+650)/2=600 m²に場合分けする。

前者については100 m²の補正係数 $\alpha 3$ を乗じ、後者については600 m²の補正係数 $\alpha 4$ を乗ずる。

3) 橋種による補正(β)

RC床版橋は部材数が少ないため、次の補正係数を乗ずること。

RC床版橋	RC床版橋(※)
0.8	0.4

トラス橋は部材数が多いため、次の補正係数を乗ずること。

トラス橋
1.5

箱桁橋の内部を点検する場合、次の補正係数を乗ずること。

箱桁橋
1.2

(注) 1. 複合橋の場合は、1橋当たりに占める割合が多い形式を適用する。

※岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)(令和7年6月)以降の適用した調書があり、次の全てに該当する場合

- ・沿岸部を除く橋梁
- ・前回点検結果がⅠ判定の橋梁
- ・損傷の進行がない橋梁

(9) 報告書作成

調査結果について橋梁毎に整理する。また、橋梁管理システムへ登録できるよう橋梁毎にデータを整理する。

1) 報告書作成

(10橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.60	
技師(B)		人	0.50	
技師(C)		人	0.70	

(注) 1. 点検する橋梁毎に計上すること。(例：10橋点検する場合は10橋分計上する)

第4章 横断歩道橋点検業務

1. 横断歩道橋点検

1. 横断歩道橋点検業務積算基準

(1) 適用範囲

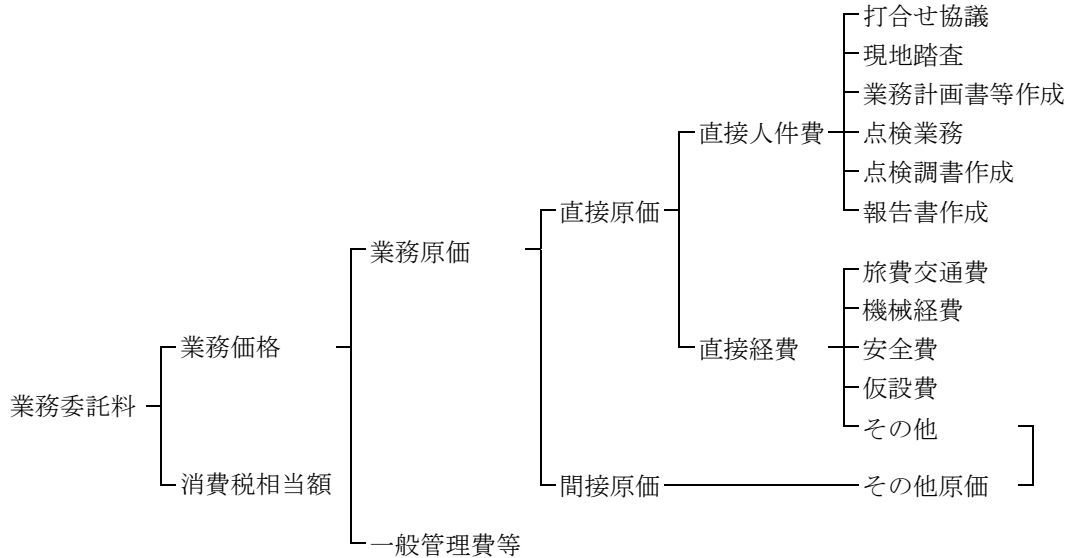
本歩掛は、岡山県横断歩道橋点検マニュアル(案)(令和7年3月)に基づき、県が管理する横断歩道橋の点検業務に適用する。

(2) 諸経費体系等

諸経費は、「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

成果品は、電子納品対象外とする。

＜点検業務費の体系＞



2. 横断歩道橋点検業務歩掛

(1) 打合せ協議(初回・中間・納品時)

打合せ協議は、初回、中間、納品時の3回を標準とする。

初回

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

中間

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

納品時

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

(2) 現地踏査

点検対象となる横断歩道橋について、現地踏査を行い、横断歩道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否や近接手段等、ならびに点検対象となる部位及び付属物、点検に必要な機器、点検作業時の保安体制等を確認する。

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	左記人数× α
技師(B)		人	1.00	左記人数× α
技師(C)		人	0.50	左記人数× α
技術員		人	0.50	左記人数× α

(注)1. 点検する横断歩道橋毎に計上する。(例：10 橋点検する場合は 10 橋分計上)

○点検範囲による補正(α)

次の点検範囲の条件に応じ補正係数を乗ずること。

1. 点検範囲が 1 市町村内の場合

$$\alpha 1 = 0.90$$

2. 点検範囲が複数市町村を跨ぐ場合

$$\alpha 2 = 1.00$$

(注)1. 市町村とは、岡山県全 27 市町村のことを指し、旧市町村は含まない。ただし、岡山市は除く。

(3) 業務計画書

点検対象となる横断歩道橋について、現地踏査に基づき、点検スケジュール及び点検方法、安全管理、関係機関協議の有無について整理する。

(10 橋未満)

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	
技師(A)		人	1.00	
技師(C)		人	1.00	
技術員		人	1.00	

(30 橋未満)

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	
技師(A)		人	1.00	
技師(C)		人	2.50	
技術員		人	2.50	

(4) 関係機関協議資料作成

横断歩道橋点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(例：警察との交通規制協議等)

(1 機関当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	0.50	
技師(C)		人	1.00	

(注)1. 関係機関の機関数に応じて計上すること。

(5) 横断歩道橋点検

岡山県横断歩道橋点検マニュアル(案)(令和 7 年 3 月)に基づき実施する。

全ての部材について近接目視による点検を基本とし、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等も合わせて実施する。

横断歩道橋に付属する道路照明、道路標識等の点検を含む。

1) 標準点検(地上、はしご、足場)

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	3.00	
技術員		人	3.00	
機械器具損料	注)1	%		労務費合計の 25%を直接経費へ計上
安全費	注)2	日		表-1, 必要に応じて直接経費へ計上

(注)1. カメラ, 双眼鏡, はしご, 脚立, 懐中電灯, チョーク, 巻き尺, ポール, 交通安全用具, 点検手帳, 長靴, 胴長, ハンドスコップ, 点検ハンマー, 必要に応じて狭隘部用調査カメラ, 防塵マスク等の損料とし, 労務費の合計に 25%乗じた額を直接経費に計上する。また, 上記の機械器具損料には, 枠組足場, 吊足場は含まない。

2. 安全費には, 保安施設(標識車, カラーコーン, 矢印板, 看板等)を含む。

3. 安全費の日数は, 点検にかかる日数とする。

点検にかかる日数は 1 日単位に切り上げる。

(例: 仮に 10 橋当たりの作業員が 3.0 人/日の場合, 7 橋点検するときは日数が 3 日となる。)

(計算例: 7 橋の場合, 技師(B): 3.0 人(日)/10 橋=0.3 日/橋×7 橋=2.1 日=3 日)

4. 点検に必要な器具は上記歩掛に含む。

2) 高所作業車による点検

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	6.00	
技術員		人	12.00	
機械器具損料	注)1	%		労務費合計の 25%を直接経費へ計上
安全費	注)2	日		表-1, 必要に応じて直接経費へ計上
高所作業車運転	注)3	日		表-2, 直接経費へ計上

(注)1. カメラ, 双眼鏡, はしご, 脚立, 懐中電灯, チョーク, 巻き尺, ポール, 交通安全用具, 点検手帳, 長靴, 胴長, ハンドスコップ, 点検ハンマー, 必要に応じて狭隘部用調査カメラ, 防塵マスク等の損料とし, 労務費の合計に 25%乗じた額を直接経費に計上する。

2. 安全費には, 保安施設(標識車, カラーコーン, 矢印板, 看板等)を含む。

3. 高所作業車運転は, 直接経費へ計上すること。

4. 安全費及び高所作業車運転の日数は, 点検にかかる日数とする。

点検にかかる日数は 1 日単位に切り上げる。

(例: 仮に 10 橋当たりの作業員が 6.0 人/日の場合, 7 橋点検するときは日数が 5 日となる。)

(計算例: 7 橋の場合, 技師(B): 6.0 人(日)/10 橋=0.6 日/橋×7 橋=4.2 日=5 日)

5. 点検に必要な器具は上記歩掛に含む。

表-1 安全費

(1 日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価
保安施設	注)1	日	1.0	30,000
交通誘導警備員	注)2	人		

(注)1. 保安施設は, 岡山県土木工事共通仕様書(施工管理編)の保安施設設置基準に基づき, 標識車, カラーコーン, 矢印板, 看板等を適切に設置する。

2. 交通誘導警備員は, 必要に応じて計上する。

3. 現場条件により本安全費による計上が適さない場合は, 別途計上する。

表-2 高所作業車運転

(1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運転手(一般)又は 運転手(特殊)		人	1.00	
高所作業車		台	1.0	単価は物価本による(賃料)
燃 料	軽油	リットル		建設機械等損料表から算出

(注)1. 高所作業車の燃料量は、次により算出する。

運転時間(h)/運転日数(日)×燃料消費量(L/h)

2. 運転手については、高所作業車規格「作業床高 10m 以上」の技能講習資格が必要な場合は運転手(特殊)を計上する。

(6) 点検調書作成

岡山県横断歩道橋点検マニュアル(案)(令和7年3月)に基づき、点検調書を作成する。

国報告用の点検調書の作成を含む。

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(C)		人	3.60	
技術員		人	3.60	

(7) 報告書作成

調査結果について横断歩道橋毎に整理する。

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.60	
技師(B)		人	0.50	
技師(C)		人	0.70	

(注)1. 点検する横断歩道橋毎に計上すること。(例：10 橋点検する場合は 10 橋分計上する)

第5章 シェッド点検業務

1. シェッド点検

1. シェッド点検業務積算基準

(1) 適用範囲

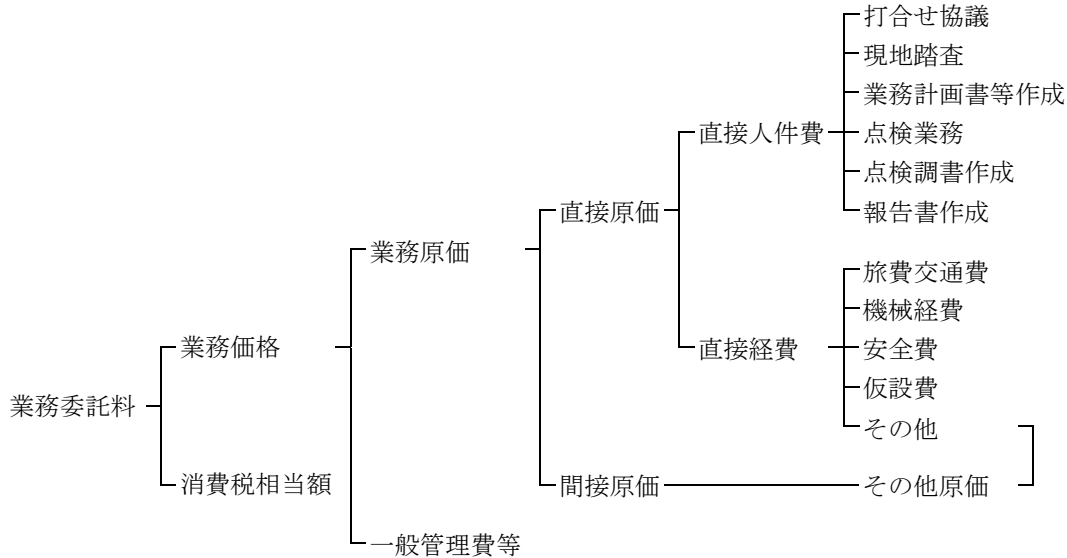
本歩掛は、岡山県道路構造物点検マニュアル(案)(シェッド, 大型カルバート等編)(令和 7 年 3 月)に基づき, 県が管理するシェッドの点検業務に適用する。

(2) 諸経費体系等

諸経費は, 「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

成果品は, 電子納品対象外とする。

<点検業務費の体系>



2. シェッド点検業務歩掛

(1) 打合せ協議(初回・中間・納品時)

打合せ協議は, 初回, 中間, 納品時の 3 回を標準とする。

初回 (1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

中間 (1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

納品時 (1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

(2) 現地踏査

点検対象となるシェッドについて、現地踏査を行い、シェッドの立地環境、交通状況、交通規制の可否や近接手段等、ならびに点検対象となる部位及び付属物、点検に必要な機器、点検作業時の保安体制等を確認する。

(10 基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	左記人数× α
技師(B)		人	1.00	左記人数× α
技師(C)		人	0.50	左記人数× α
技術員		人	0.50	左記人数× α

(注)1. 点検するシェッド毎に計上する。(例：10 基点検する場合は10 基分計上)

○点検範囲による補正(α)

次の点検範囲の条件に応じ補正係数を乗ずること。

1. 点検範囲が1市町村内の場合

$\alpha 1 = 0.90$

2. 点検範囲が複数市町村を跨ぐ場合

$\alpha 2 = 1.00$

(注)1. 市町村とは、岡山県全27市町村のことを指し、旧市町村は含まない。ただし、岡山市は除く。

(3) 業務計画書

点検対象となるシェッドについて、現地踏査に基づき、点検スケジュール及び点検方法、安全管理、関係機関協議の有無について整理する。

(10 橋未満)

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	
技師(A)		人	1.00	
技師(C)		人	1.00	
技術員		人	1.00	

(4) 関係機関協議資料作成

シェッドの点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(1 機関当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	0.50	
技師(C)		人	1.00	

(注)1. 関係機関の機関数に応じて計上すること。

(5) シェッド点検

岡山県道路構造物点検マニュアル(案)(シェッド, 大型カルバート等編)(令和7年3月)に基づき実施する。

全ての部材について近接目視による点検を基本とし、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等も合わせて実施する。

本歩掛は標準の場合であり、点検面積による補正係数(α)を本歩掛に乘じること。

シェッドに付属する道路照明、道路標識等の点検を含む。

1) 標準点検(地上、はしご、足場)

点検面積(500 m²/基)

(10 基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	5.00	左記人数× α
技術員		人	5.00	左記人数× α
機械器具損料	注)1	%		労務費合計の25%を直接経費へ計上
安全費	注)2	日		表-1, 必要に応じて直接経費へ計上

- (注)1. カメラ, 双眼鏡, はしご, 脚立, 懐中電灯, チョーク, 巻き尺, ポール, 交通安全用具, 点検手帳, 長靴, 胴長, ハンドスコップ, 点検ハンマー, 必要に応じて狭隘部用調査カメラ, 防塵マスク等の損料とし, 労務費の合計に 25% 乗じた額を直接経費に計上する。また, 上記の機械器具損料には, 枠組足場, 吊足場は含まない。
2. 安全費には, 保安施設(標識車, カラーコーン, 矢印板, 看板等)を含む。
3. 安全費の日数は, 点検にかかる日数とする。点検にかかる日数は 1 日単位に切り上げる。
(例: 仮に 10 基当たりの作業員が 5.0 人/日の場合, 7 基点検するときは日数が 4 日となる。)
(計算例: 7 基の場合, 技師(B): 5.0 人(日)/10 基=0.5 日/基×7 基=3.5 日=4 日)
4. 点検面積による補正(α)に該当する場合は, 上記歩掛に各補正係数を乗ずること。
5. 点検面積は, シェッド延長×全幅員とする。
6. 点検に必要な器具は上記歩掛に含む。

2) 高所作業車による点検

点検面積(500 m²/基)

(10 基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	5.00	左記人数× α
技術員		人	10.00	左記人数× α
機械器具損料	注)1	%		労務費合計の 25%を直接経費へ計上
安全費	注)2	日		表-1, 必要に応じて直接経費へ計上
高所作業車運転	注)3	日		表-2, 直接経費へ計上

- (注)1. カメラ, 双眼鏡, はしご, 脚立, 懐中電灯, チョーク, 巻き尺, ポール, 交通安全用具, 点検手帳, 長靴, 胴長, ハンドスコップ, 点検ハンマー, 必要に応じて狭隘部用調査カメラ, 防塵マスク等の損料とし, 労務費の合計に 25% 乗じた額を直接経費に計上する。
2. 安全費には, 保安施設(標識車, カラーコーン, 矢印板, 看板等)を含む。
3. 高所作業車運転は, 直接経費へ計上すること。
4. 安全費及び高所作業車運転の日数は, 点検にかかる日数とする。点検にかかる日数は 1 日単位に切り上げる。
(例: 仮に 10 基当たりの作業員が 5.0 人/日の場合, 7 基点検するときは日数が 4 日となる。)
(計算例: 7 基の場合, 技師(B): 5.0 人(日)/10 基=0.5 日/基×7 基=3.5 日=4 日)
5. 点検面積による補正(α)に該当する場合は, 上記歩掛に各補正係数を乗ずること。
6. 点検面積は, シェッド延長×全幅員とする。
7. 点検に必要な器具は上記歩掛に含む。

3) ロープアクセスによる点検

(100 m²当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	5.00	
技術員		人	5.00	
機械器具損料	注)1	%		労務費合計の 25%を直接経費へ計上
安全費	注)2	日		表-1, 必要に応じて直接経費へ計上

- (注)1. カメラ, 双眼鏡, はしご, 脚立, 懐中電灯, チョーク, 巻き尺, ポール, 交通安全用具, 点検手帳, 長靴, 胴長, ハンドスコップ, 点検ハンマー, ロープ, ロープアクセス器具, 必要に応じて狭隘部用調査カメラ, 防塵マスク等の損料とし, 労務費の合計に 25% 乗じた額を直接経費に計上する。
2. 安全費には, 保安施設(標識車, カラーコーン, 矢印板, 看板等)を含む。
3. 安全費の日数は, 点検にかかる日数とする。点検にかかる日数は 1 日単位に切り上げる。
(例: 仮に 100 m²当たりの作業員が 5.0 人/日の場合, 70 m²点検するときは日数が 4 日となる。)
(計算例: 70 m²の場合, 技師(B): 5.0 人(日)/100 m²=0.05 日/m²×70 m²=3.5 日=4 日)
4. 点検面積は, シェッド延長×点検高とする。
5. 点検に必要な器具は上記歩掛に含む。

表-1 安全費 (1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価
保安施設	注)1	日	1.0	30,000
交通誘導警備員	注)2	人		

- (注)1. 保安施設は、岡山県土木工事共通仕様書(施工管理編)の保安施設設置基準に基づき、標識車、カラーコーン、矢印板、看板等を適切に設置する。
2. 交通誘導警備員は、必要に応じて計上する。
3. 現場条件により本安全費による計上が適さない場合は、別途計上する。

表-2 高所作業車運転 (1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運転手(一般)又は 運転手(特殊)		人	1.00	
高所作業車		台	1.0	単価は物価本による(賃料)
燃 料	軽油	リットル		建設機械等損料表から算出

- (注)1. 高所作業車の燃料量は、次により算出する。
 $\text{運転時間(h)} / \text{運転日数(日)} \times \text{燃料消費量(L/h)}$
2. 運転手については、高所作業車規格「作業床高 10m 以上」の技能講習資格が必要な場合は運転手(特殊)を計上する。

4) 点検面積による補正(α)

次の点検面積の条件に応じ補正係数を乗ずること。

なお、標準点検(3~4)・高所作業車による点検(3~4)の場合はその範囲に該当するシェットの平均点検面積Aに応じ、補正係数を乗ずること。

①標準点検(地上、はしご、足場)

1. 20 m²未満の場合

$$\alpha 1 = 0.35$$

2. 20 m²以上 50 m²未満の場合

$$\alpha 2 = 0.37$$

3. 50 m²以上 500 m²未満の場合

$$\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.70 + 1.0$$

4. 500 m²以上の場合

$$\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.90 + 1.0$$

(注)1. A=500 m²の時は $\alpha 3 = \alpha 4$ とする。

2. 補正係数(α)については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。

3. 計算例：4基(75 m², 125 m², 550 m², 650 m²)点検する場合

(75+125)/2=100 m²と(550+650)/2=600 m²に場合分けする。

前者については100 m²の補正係数 $\alpha 3$ を乗じ、後者については600 m²の補正係数 $\alpha 4$ を乗ずる。

②高所作業車による点検

1. 100 m²未満の場合

$$\alpha 1 = 0.60$$

2. 100 m²以上 200 m²未満の場合

$$\alpha 2 = 0.70$$

3. 200 m²以上 500 m²未満の場合

$$\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.50 + 1.0$$

4. 500 m²以上の場合

$$\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.90 + 1.0$$

(注) 1. $A=500 \text{ m}^2$ の時は $\alpha 3 = \alpha 4$ とする。

2. 補正係数(α)については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。

3. 計算例：4基(250 m^2 , 350 m^2 , 550 m^2 , 650 m^2)点検する場合

$(250+350)/2=300 \text{ m}^2$ と $(550+650)/2=600 \text{ m}^2$ に場合分けする。

前者については 300 m^2 の補正係数 $\alpha 3$ を乗じ、後者については 600 m^2 の補正係数 $\alpha 4$ を乗ずる。

(6) 点検調査作成

岡山県道路構造物点検マニュアル(案)(シェッド、大型カルバート等編)(令和7年3月)に基づき、点検調査を作成する。

本歩掛は、標準点検面積の場合であり、他の点検面積の場合は、補正係数(α)を本歩掛に乘じること。

国報告用の点検調査の作成を含む。

1) 点検調査作成

点検面積($500 \text{ m}^2/\text{基}$)

(10基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(C)		人	3.50	左記人数 $\times \alpha$
技術員		人	3.50	左記人数 $\times \alpha$

(注) 1. 点検面積による補正(α)を上記歩掛に乘ずること。

2) 点検面積による補正(α)

次の点検面積の条件に応じ補正係数を乗ずること。

なお、3~4の場合はその範囲に該当するシェッドの平均点検面積に応じ、補正係数を乗ずること。

1. 20 m^2 未満の場合

$$\alpha 1 = 0.70$$

2. 20 m^2 以上 50 m^2 未満の場合

$$\alpha 2 = 0.75$$

3. 50 m^2 以上 500 m^2 未満の場合

$$\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.20 + 1.0$$

4. 500 m^2 以上の場合

$$\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.40 + 1.0$$

(注) 1. $A=500 \text{ m}^2$ の時は $\alpha 3 = \alpha 4$ とする。

2. 補正係数(α)については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。

3. 計算例：4基(75 m^2 , 125 m^2 , 550 m^2 , 650 m^2)点検する場合

$(75+125)/2=100 \text{ m}^2$ と $(550+650)/2=600 \text{ m}^2$ に場合分けする。

前者については 100 m^2 の補正係数 $\alpha 3$ を乗じ、後者については 600 m^2 の補正係数 $\alpha 4$ を乗ずる。

(7) 報告書作成

調査結果についてシェッド毎に整理する。

(10基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.60	
技師(B)		人	0.50	
技師(C)		人	0.70	

(注) 1. 点検するシェッド毎に計上すること。(例：10基点検する場合は10基分計上する)

第6章 大型カルバート点検業務

1. 大型カルバート点検

1. 大型カルバート点検業務積算基準

(1) 適用範囲

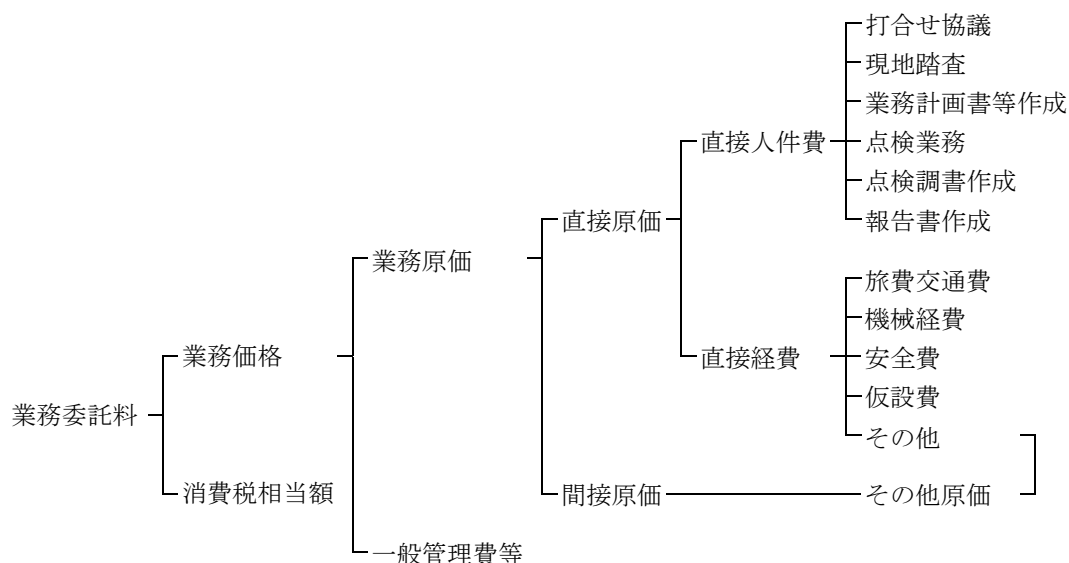
本歩掛は、岡山県道路構造物点検マニュアル(案)(シェッド、大型カルバート等編)(令和7年3月)に基づき、県が管理する大型カルバートの点検業務に適用する。

(2) 諸経費体系等

諸経費は、「土木設計業務等積算基準」に準拠する。

成果品は、電子納品対象外とする。

＜点検業務費の体系＞



2. 大型カルバート点検業務歩掛

(1) 打合せ協議(初回・中間・納品時)

打合せ協議は、初回、中間、納品時の3回を標準とする。

初回

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

中間

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

納品時

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

(2) 現地踏査

点検対象となる大型カルバートについて、現地踏査を行い、大型カルバートの立地環境、交通状況、交通規制の要否や近接手段等、ならびに点検対象となる部位及び付属物、点検に必要な機器、点検作業時の保安体制等を確認する。

(10 基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	左記人数× α
技師(B)		人	1.00	左記人数× α
技師(C)		人	0.50	左記人数× α
技術員		人	0.50	左記人数× α

(注)1. 点検する大型カルバート毎に計上する。(例：10 基点検する場合は10 基分計上)

○点検範囲による補正(α)

次の点検範囲の条件に応じ補正係数を乗ずること。

1. 点検範囲が1 市町村内の場合

$$\alpha 1 = 0.90$$

2. 点検範囲が複数市町村を跨ぐ場合

$$\alpha 2 = 1.00$$

(注)1. 市町村とは、岡山県全 27 市町村のことを指し、旧市町村は含まない。ただし、岡山市は除く。

(3) 業務計画書

点検対象となる大型カルバートについて、現地踏査に基づき、点検スケジュール及び点検方法、安全管理、関係機関協議の有無について整理する。

(10 基未満)

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	
技師(A)		人	1.00	
技師(C)		人	1.00	
技術員		人	1.00	

(30 基未満)

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	
技師(A)		人	1.00	
技師(C)		人	2.50	
技術員		人	2.50	

(4) 関係機関協議資料作成

大型カルバート点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。(例：警察との交通規制協議等)

(1 機関当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	0.50	
技師(C)		人	1.00	

(注)1. 関係機関の機関数に応じて計上すること。

(5) 大型カルバート点検

岡山県道路構造物点検マニュアル(案)(シェッド, 大型カルバート等編)(令和7年3月)に基づき実施する。
全ての部材について近接目視による点検を基本とし, 必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等も合わせて実施する。

本歩掛は, 標準の場合であり, 点検面積による補正係数(α)を本歩掛に乘じること。

大型カルバートに付属する道路照明, 道路標識等の点検を含む。

1) 標準点検(地上, はしご, 足場, 船上)

点検面積(500 m²/基)

(10 基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	4.00	左記人数× α
技術員		人	4.00	左記人数× α
機械器具損料	注)1	%		労務費合計の25%を直接経費へ計上
安全費	注)2	日		表-1, 必要に応じて直接経費へ計上

(注)1. カメラ, 双眼鏡, はしご, 脚立, 懐中電灯, チョーク, 巻き尺, ポール, 交通安全用具, 点検手帳, 長靴, 胴長, ハンドスコープ, 点検ハンマー, 必要に応じて狭隘部用調査カメラ, 防塵マスク, ボート等の損料とし, 労務費の合計に25%乗じた額を直接経費に計上する。また, 上記の機械器具損料には, 枠組足場, 吊足場は含まない。

2. 安全費には, 保安施設(標識車, カラーコーン, 矢印板, 看板等)を含む。

3. 安全費の日数は, 点検にかかる日数とする。点検にかかる日数は1日単位に切り上げる。

(例: 仮に10基当たりの作業員が4.0人/日の場合, 7基点検するときは日数が3日となる。)

(計算例: 7基の場合, 技師(B): 4.0人(日)/10基=0.4日/基×7基=2.8日=3日)

4. 点検面積による補正(α)に該当する場合は, 上記歩掛に各補正係数を乗ずること。

5. 点検面積は, 大型カルバート延長×内空幅とする。

6. 点検に必要な器具は上記歩掛に含む。

2) 高所作業車による点検

点検面積(500 m²/基)

(10 基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	4.00	左記人数× α
技術員		人	8.00	左記人数× α
機械器具損料	注)1	%		労務費合計の25%を直接経費へ計上
安全費	注)2	日		表-1, 必要に応じて直接経費へ計上
高所作業車運転	注)3	日		表-2, 直接経費へ計上

(注)1. カメラ, 双眼鏡, はしご, 脚立, 懐中電灯, チョーク, 巻き尺, ポール, 交通安全用具, 点検手帳, 長靴, 胴長, ハンドスコープ, 点検ハンマー, 必要に応じて狭隘部用調査カメラ, 防塵マスク等の損料とし, 労務費の合計に25%乗じた額を直接経費に計上する。

2. 安全費には, 保安施設(標識車, カラーコーン, 矢印板, 看板等)を含む。

3. 高所作業車運転は, 直接経費へ計上すること。

4. 安全費及び高所作業車運転の日数は, 点検にかかる日数とする。点検にかかる日数は1日単位に切り上げる。

(例: 仮に10基当たりの作業員が4.0人/日の場合, 7基点検するときは日数が3日となる。)

(計算例: 7基の場合, 技師(B): 4.0人(日)/10基=0.4日/基×7基=2.8日=3日)

5. 点検面積による補正(α)に該当する場合は, 上記歩掛に各補正係数を乗ずること。

6. 点検面積は, 大型カルバート延長×内空幅とする。

7. 点検に必要な器具は上記歩掛に含む。

表-1 安全費 (1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価
保安施設	注)1	日	1.0	30,000
交通誘導警備員	注)2	人		

- (注)1. 保安施設は、岡山県土木工事共通仕様書(施工管理編)の保安施設設置基準に基づき、標識車、カラーコーン、矢印板、看板等を適切に設置する。
2. 交通誘導警備員は、必要に応じて計上する。
3. 現場条件により本安全費による計上が適さない場合は、別途計上する。

表-2 高所作業車運転 (1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運転手(一般)又は 運転手(特殊)		人	1.00	
高所作業車		台	1.0	単価は物価本による(賃料)
燃 料	軽油	リットル		建設機械等損料表から算出

- (注)1. 高所作業車の燃料量は、次により算出する。
 $\text{運転時間(h)} / \text{運転日数(日)} \times \text{燃料消費量(L/h)}$
2. 運転手については、高所作業車規格「作業床高 10m 以上」の技能講習資格が必要な場合は運転手(特殊)を計上する。

4) 点検面積による補正(α)

次の点検面積の条件に応じ補正係数を乗ずること。

なお、標準点検(3~4)・高所作業車による点検(3~4)の場合は、その範囲に該当する大型カルバートの平均点検面積 A に応じ、補正係数を乗ずること。

①標準点検(地上、はしご、足場、船上)

- 20 m²未満の場合
 $\alpha 1 = 0.35$
- 20 m²以上 50 m²未満の場合
 $\alpha 2 = 0.37$
- 50 m²以上 500 m²未満の場合
 $\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.70 + 1.0$
- 500 m²以上の場合
 $\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.90 + 1.0$

- (注)1. A=500 m²の時は $\alpha 3 = \alpha 4$ とする。
2. 補正係数(α)については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。
3. 計算例：4基(75 m², 125 m², 550 m², 650 m²)点検する場合
 (75+125)/2=100 m²と(550+650)/2=600 m²に場合分けする。
 前者については100 m²の補正係数 $\alpha 3$ を乗じ、後者については600 m²の補正係数 $\alpha 4$ を乗ずる。

②高所作業車による点検

- 100 m²未満の場合
 $\alpha 1 = 0.60$
- 100 m²以上 200 m²未満の場合
 $\alpha 2 = 0.70$
- 200 m²以上 500 m²未満の場合
 $\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.50 + 1.0$
- 500 m²以上の場合
 $\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.90 + 1.0$

(注) 1. $A=500 \text{ m}^2$ の時は $\alpha 3 = \alpha 4$ とする。

2. 補正係数(α)については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。

3. 計算例：4基(250 m^2 , 350 m^2 , 550 m^2 , 650 m^2)点検する場合

$(250+350)/2=300 \text{ m}^2$ と $(550+650)/2=600 \text{ m}^2$ に場合分けする。

前者については 300 m^2 の補正係数 $\alpha 3$ を乗じ、後者については 600 m^2 の補正係数 $\alpha 4$ を乗ずる。

(6) 点検調査作成

岡山県道路構造物点検マニュアル(案)(シエッド、大型カルバート等編)(令和7年3月)に基づき、点検調査を作成する。

本歩掛は、標準点検面積の場合であり、他の点検面積の場合は、補正係数(α)を本歩掛に乗じること。

国報告用の点検調査の作成を含む。

1) 点検調査作成

点検面積($500 \text{ m}^2/\text{基}$)

(10基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(C)		人	3.50	左記人数 $\times \alpha$
技術員		人	3.50	左記人数 $\times \alpha$

(注) 1. 点検面積による補正(α)を上記歩掛に乗ずること。

2) 点検面積による補正(α)

次の点検面積の条件に応じ補正係数を乗ずること。

なお、3~4 の場合はその範囲に該当する大型カルバートの平均点検面積に応じ、補正係数を乗ずること。

1. 20 m^2 未満の場合

$$\alpha 1 = 0.70$$

2. 20 m^2 以上 50 m^2 未満の場合

$$\alpha 2 = 0.75$$

3. 50 m^2 以上 500 m^2 未満の場合

$$\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.20 + 1.0$$

4. 500 m^2 以上の場合

$$\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.40 + 1.0$$

(注) 1. $A=500 \text{ m}^2$ の時は $\alpha 3 = \alpha 4$ とする。

2. 補正係数(α)については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。

3. 計算例：4基(75 m^2 , 125 m^2 , 550 m^2 , 650 m^2)点検する場合

$(75+125)/2=100 \text{ m}^2$ と $(550+650)/2=600 \text{ m}^2$ に場合分けする。

前者については 100 m^2 の補正係数 $\alpha 3$ を乗じ、後者については 600 m^2 の補正係数 $\alpha 4$ を乗ずる。

(7) 報告書作成

調査結果について大型カルバート毎に整理する。

(10基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.60	
技師(B)		人	0.50	
技師(C)		人	0.70	

(注) 1. 点検する大型カルバート毎に計上すること。(例：10基点検する場合は10基分計上する)

第7章 溝橋(カルバート)点検業務

1. 溝橋(カルバート)点検

1. 溝橋(カルバート)点検業務積算基準

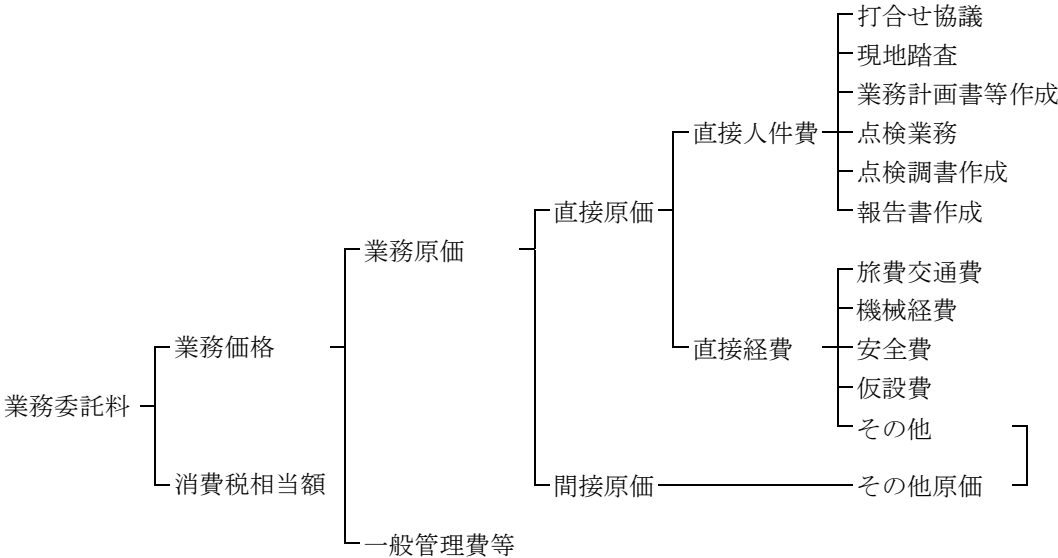
(1) 適用範囲

本歩掛は、岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)(令和7年6月)に基づき、県が管理する溝橋(カルバート)点検業務に適用する。

(2) 諸経費体系等

諸経費は、「土木設計業務等積算基準」に準拠する。
成果品は、電子納品対象外とする。

<点検業務費の体系>



2. 溝橋(カルバート)点検業務歩掛

(1) 打合せ協議(初回・中間・納品時)

打合せ協議は、初回、中間、納品時の3回を標準とする。

初回 (1業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

中間 (1業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

納品時 (1業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	

(2) 現地踏査

点検対象となる溝橋(カルバート)について、現地踏査を行い、溝橋(カルバート)の立地環境、交通状況、交通規制の可否や近接手段等、ならびに点検対象となる部位及び付属物、点検に必要な機器、点検作業時の保安体制等を確認する。

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	1.00	左記人数× α
技師(B)		人	1.00	左記人数× α
技師(C)		人	0.50	左記人数× α
技術員		人	0.50	左記人数× α

(注)1. 点検する溝橋(カルバート)毎に計上する。(例：10 橋点検する場合は10 橋分計上)

○点検範囲による補正(α)

次の点検範囲の条件に応じ補正係数を乗ずること。

1. 点検範囲が1市町村内の場合

$$\alpha 1 = 0.90$$

2. 点検範囲が複数市町村を跨ぐ場合

$$\alpha 2 = 1.00$$

(注)1. 市町村とは、岡山県全27市町村のことを指し、旧市町村は含まない。ただし、岡山市は除く。

(3) 業務計画書

点検対象となる溝橋(カルバート)について、現地踏査に基づき、点検スケジュール及び点検方法、安全管理、関係機関協議の有無について整理する。

(10 橋未満)

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	
技師(C)		人	0.50	
技術員		人	0.50	

(30 橋未満)

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	
技師(C)		人	1.25	
技術員		人	1.25	

(30 橋以上)

(1 業務当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.50	
技師(C)		人	1.75	
技術員		人	1.75	

(4) 関係機関協議資料作成

溝橋(カルバート)点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。(例：警察との交通規制協議等)

(1 機関当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	0.50	
技師(C)		人	1.00	

(注)1. 関係機関の機関数に応じて計上すること。

(5) 溝橋(カルバート)点検

岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)(令和7年6月)に基づき実施する。

近接目視による点検を基本とし、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等も合わせて実施する。

本歩掛は、標準の場合であり、点検面積による補正係数(α)を本歩掛に乗じること。

溝橋(カルバート)に付属する道路照明、道路標識等の点検を含む。

1) 標準点検(地上、はしご、足場、船上)

点検面積(500 m²/橋)

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	4.00	左記人数× α
技術員		人	4.00	左記人数× α
機械器具損料	注)1	%		労務費合計の25%を直接経費へ計上
安全費	注)2	日		表-1, 必要に応じて直接経費へ計上

(注)1. カメラ、双眼鏡、はしご、脚立、懐中電灯、チョーク、巻き尺、ポール、交通安全用具、点検手帳、長靴、胴長、ハndsコップ、点検ハンマー、必要に応じて狭隘部用調査カメラ、防塵マスク、ボート等の損料とし、労務費の合計に25%乗じた額を直接経費に計上する。また、上記の機械器具損料には、枠組足場、吊足場は含まない。

2. 安全費には、保安施設(標識車、カラーコーン、矢印板、看板等)を含む。

3. 安全費の日数は、点検にかかる日数とする。点検にかかる日数は1日単位に切り上げる。

(例：仮に10橋当たりの作業員が4.0人/日の場合、7橋点検するときは日数が3日となる。)

(計算例：4.0人(日)/10橋=0.4日/橋×7橋=2.8日=3日)

4. 点検面積による補正(α)に該当する場合は、上記歩掛に各補正係数を乗ずること。

5. 点検面積は、橋長×全幅員とする。

6. 点検に必要な器具は上記歩掛に含む。

2) 高所作業車による点検

点検面積(500 m²/橋)

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(B)		人	4.00	左記人数× α
技術員		人	8.00	左記人数× α
機械器具損料	注)1	%		労務費合計の25%を直接経費へ計上
安全費	注)2	日		表-1, 必要に応じて直接経費へ計上
高所作業車運転	注)3	日		表-2, 直接経費へ計上

(注)1. カメラ、双眼鏡、はしご、脚立、懐中電灯、チョーク、巻き尺、ポール、交通安全用具、点検手帳、長靴、胴長、ハndsコップ、点検ハンマー、必要に応じて狭隘部用調査カメラ、防塵マスク等の損料とし、労務費の合計に25%乗じた額を直接経費に計上する。

2. 安全費には、保安施設(標識車、カラーコーン、矢印板、看板等)を含む。

3. 高所作業車運転は、直接経費へ計上すること。

4. 安全費及び高所作業車運転の日数は、点検にかかる日数とする。点検にかかる日数は1日単位に切り上げる。

(例：仮に10橋当たりの作業員が4.0人/日の場合、7橋点検するときは日数が3日となる。)

(計算例：4.0人(日)/10橋=0.4日/橋×7橋=2.8日=3日)

5. 点検面積による補正(α)に該当する場合は、上記歩掛に各補正係数を乗ずること。

6. 点検面積は、橋長×全幅員とする。

7. 点検に必要な器具は上記歩掛に含む。

表-1 安全費

(1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価
保安施設	注)1	日	1.0	30,000
交通誘導警備員	注)2	人		

(注)1. 保安施設は、岡山県土木工事共通仕様書(施工管理編)の保安施設設置基準に基づき、標識車、カラーコーン、矢印板、看板等を適切に設置する。

2. 交通誘導警備員は、必要に応じて計上する。

3. 現場条件により本安全費による計上が適さない場合は、別途計上する。

表-2 高所作業車運転

(1日当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
運転手(一般)又は 運転手(特殊)		人	1.00	
高所作業車		台	1.0	単価は物価本による(賃料)
燃 料	軽油	リットル		建設機械等損料表から算出

(注)1. 高所作業車の燃料量は、次により算出する。

運転時間(h)/運転日数(日)×燃料消費量(L/h)

2. 運転手については、高所作業車規格「作業床高 10m 以上」の技能講習資格が必要な場合は運転手(特殊)を計上する。

4) 点検面積による補正(α)

次の点検面積の条件に応じ補正係数を乗ずること。

なお、標準点検(3～4)・高所作業車による点検(3～4)の場合は、その範囲に該当する溝橋(カルバート)の平均点検面積Aに応じ、補正係数を乗ずること。

①標準点検(地上、はしご、足場、船上)

1. 20 m²未満の場合

$$\alpha 1 = 0.35$$

2. 20 m²以上 50 m²未満の場合

$$\alpha 2 = 0.37$$

3. 50 m²以上 500 m²未満の場合

$$\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.70 + 1.0$$

4. 500 m²以上の場合

$$\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.90 + 1.0$$

(注)1. A=500 m²の時はα3=α4とする。

2. 補正係数(α)については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。

3. 計算例：4基(75 m², 125 m², 550 m², 650 m²)点検する場合(75+125)/2=100 m²と(550+650)/2=600 m²に場合分けする。前者については100 m²の補正係数α3を乗じ、後者については600 m²の補正係数α4を乗ずる。

②高所作業車による点検

1. 100 m²未満の場合

$$\alpha 1 = 0.60$$

2. 100 m²以上 200 m²未満の場合

$$\alpha 2 = 0.70$$

3. 200 m²以上 500 m²未満の場合

$$\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.50 + 1.0$$

4. 500 m²以上の場合

$$\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.90 + 1.0$$

(注)1. A=500 m²の時はα3=α4とする。

2. 補正係数(α)については、小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。

3. 計算例：4基(250 m², 350 m², 550 m², 650 m²)点検する場合(250+350)/2=300 m²と(550+650)/2=600 m²に場合分けする。前者については300 m²の補正係数α3を乗じ、後者については600 m²の補正係数α4を乗ずる。

(6) 点検調査作成

岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)(令和 7 年 6 月)に基づき、点検調査を作成する。

本歩掛は、標準点検面積の場合であり、他の点検面積の場合は、補正係数(α)を本歩掛に乘じること。

国報告用の点検調査の作成を含む。

1) 点検調査作成

点検面積(500 m²/橋)

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
技師(C)		人	3.60	左記人数× α
技術員		人	3.60	左記人数× α

(注)1. 点検面積による補正(α)を上記歩掛に乘ずること。

2) 点検面積による補正(α)

次の点検面積の条件に応じ補正係数を乘ずること。

なお、3. ～4. の場合はその範囲に該当する溝橋(カルバート)の平均点検面積に応じ、補正係数を乘ずること。

1. 20 m²未満の場合

$$\alpha 1 = 0.70$$

2. 20 m²以上 50 m²未満の場合

$$\alpha 2 = 0.75$$

3. 50 m²以上 500 m²未満の場合

$$\alpha 3 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.20 + 1.0$$

4. 500 m²以上の場合

$$\alpha 4 = \left(\frac{A-500}{500} \right) \times 0.40 + 1.0$$

(注)1. A=500 m²の時は $\alpha 3 = \alpha 4$ とする。

2. 補正係数(α)については、小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位とする。

3. 計算例：4 基(75 m², 125 m², 550 m², 650 m²)点検する場合

(75+125)/2=100 m²と(550+650)/2=600 m²に場合分けする。

前者については 100 m²の補正係数 $\alpha 3$ を乗じ、後者については 600 m²の補正係数 $\alpha 4$ を乗ずる。

(7) 報告書作成

調査結果について溝橋(カルバート)毎に整理する。

(10 橋当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主任技師		人	0.50	
技師(A)		人	0.60	
技師(B)		人	0.50	
技師(C)		人	0.70	

(注)1. 点検する溝橋(カルバート)毎に計上すること。(例：10 橋点検する場合は 10 橋分計上する)